

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会（第11回）議事録

日時：平成27年6月29日（月） 15：00～16：25

場所：経済産業省 本館地下2階 講堂

議題：

- (1) ガスシステム改革後の保安規制に関する検討について
- (2) 規制の整合化等に向けた検討について
- (3) 産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会中間報告書（南海トラフ巨大地震、首都直下地震を踏まえたガス設備の耐性評価と復旧迅速化対策等）のフォローアップ状況について
- (4) ガス業界におけるサイバーセキュリティ対策について
- (5) その他

○大本ガス安全室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第11回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を開催いたします。開催に当たりまして、事務局を代表して、三木審議官からご挨拶をお願いいたします。

○三木審議官　皆さん、こんにちは。産業保安担当審議官をしております三木です。

本日は、委員の皆様ご多用のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。第11回のガス安全小委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。まず、最初にご報告がございます。電力・ガス・熱供給を合わせましたエネルギーシステム改革法案、今国会で可決成立をいたしました。具体的には衆議院の審議を経まして、今月17日に参議院の本会議で可決成立ということになりまして、先週の24日に改正法が公布されたところでございます。本小委員会におかれましても、ガスシステム改革後の保安の在り方について、活発に精力的にご審議をいただき、豊田委員長を始め委員の皆様方のご尽力に、改めまして御礼を申し上げたいと思います。

さて、法案が成立いたしましたけれども、これから具体的な制度設計に入っております。実はスケジュールが、再来年がガス小売全面自由化の施行でございまして、タイトなスケジュールになっております。今国会でも法案審議の中で、保安について大丈夫なのか

というご質疑をいただきました。具体的にガス導管事業者、ガス小売事業者などの連携のあり方等につきまして検討いただくこととなります。タイトなスケジュールでございますけれども、是非審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、4月の第10回小委員会の時にご紹介申し上げましたけれども、産業保安規制のスマート化についても本日議題といたします。これは親委員会、この小委員会親部会であります保安分科会で、3月に産業保安規制全体をスマート化していくということで、方向性についてご了承いただいたところでございます。産業保安の水準のさらなる向上を目指しながら、新しい技術であるとか民間の創意工夫などを取り入れ、スピーディーに柔軟、効率的、効果的な規制にしていく、賢い規制にしていくというスマート化の取り組みでございます。この都市ガス分野におきましても、他法令規制との整合化などにつきましてご審議をいただくこととしております。

さらには、本日の小委員会では2つ議題がございまして、1つはガス設備の耐震対策についてでございます。昨年7月に中間報告として取りまとめをいたしました。南海トラフ・首都直下型地震の被害想定を踏まえた耐性評価と復旧対策について、そのフォローアップ状況をご報告させていただきます。さらには、もう一つは最近、サイバー攻撃に対する情報セキュリティ対策の重要性も指摘されております。重要インフラでありますガス供給設備につきまして、そのセキュリティ対策の実施状況についてもご報告させていただきます。

本日も幅広いテーマとなりますけれども、忌憚のないご意見、活発なご審議を是非お願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長　ここからの議事進行につきましては、豊田委員長にお願ひいたします。

○豊田委員長　それでは、これから第11回目のガス安全小委員会を開催させていただきます。本日はお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

先ほど審議官からお話ございましたように、本日4つの話題に関してご議論、ご報告させていただくことになっております。効率よく進めたいと思ひますので、皆様方のご尽力をよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、まず、事務局より資料等のご説明をお願ひ申し上げます。

○大本ガス安全室長　本日は小委員会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。また、資料配付のご確認をお願ひいたします。最初に座席表、議事次第、配付資料一覧、その後に資料1から5までと、参考資料1と2がついてございます。配付資料に不備

等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○豊田委員長　　ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。まず、議題1の「ガスシステム改革後の保安規制に関する検討について」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　　資料2と、後ほど参考資料2を用いて説明したいと思います。まず、資料2をご覧くださいければと思います。ガスシステム改革後の保安規制に関する検討でございます。

1.の検討の背景でございます。昨年6月から当小委員会で議論を進めてきたところがございますけれども、この方向性につきましては、昨年12月にご審議いただいた後にパブリックコメントを経て、本年の2月に取りまとめを行っております。これを受けて、この内容に即して本年6月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の改正においても、この保安規制についての改正を行っているところでございます。本報告書につきましては、大規模災害時のガス事業者間の連携・協力、また自主保安確保の今後の検討課題としており、今後詳細な設計を行う必要があるとしております。

この下の真ん中の表につきましては、昨年来整理させてもらった保安義務と責任主体ということで、左側が保安義務で、緊急保安、内管の漏えい検査については責任主体としてガス導管事業者、消費機器の調査・危険発生防止周知についてはガス小売事業者となっております。

それでは、参考資料2をご覧くださいければと思います。一番後ろに配付されている資料になります。タイトルとして同じ資料がついております。パワーポイントの資料の1ページ目の下側をご覧くださいければと思います。タイトルとして、①のガス導管事業者という資料でございます。ガス導管事業者につきましては、保安確保の要ということで、この分野については自由化せず、総括原価方式を維持し、技術基準適合維持義務の保安規制を維持ということになってございます。

この表の真ん中でございますが、左側が現行。これまでの一般ガス事業者が、この右側の全面自由化後にガス栓のところまで、ガス工作物ですけれども、ガス導管事業者。この右側にガス小売事業者を書いてございます。ここが消費機器等の責任になります。

また、下をご覧くださいければと思いますが、ガス工作物所有者の責務規定の概要でございます。今回ガス工作物については、引き続きガス事業者が保安責任を担う整理となった

ところでございますけれども、一方で、ガス所有者についている責務規定を新たに設けているところでございます。

①としてガス工作物所有者につきましては、その保安業務に協力するよう努めなければならないとしております。仮にガス工作物に関して、技術基準に適合しないということで適合命令が発出された場合には、今度はガス事業者の保安業務に協力しなければならない。さらに、その保安業務に協力しない場合とか、公共の安全上特に重要なガス工作物である場合、この場合について協力しない場合については、経産大臣による協力勧告というスキームを新たに設けているところでございます。

次に2ページ目をご覧くださいと思います。上の部分になります。タイトルとしては②のガス小売事業者になります。先ほども申し上げましたけれども、消費機器の調査・危険発生防止周知については、ガス小売事業者が担うことになりました。これについては「保安業務規程」を届出するというので、経済産業省がその内容を確認することになります。

3. で、今後とも、法令に基づかない「自主保安」活動を促進するというので、「自主保安」活動の見える化、また、ベストプラクティスの共有等、今後この小委員会で検討することにしております。この保安業務規程については、下の表に書いてございますが、この保安業務規程の記載事項について今後の検討と、右側に自主保安活動とで、これは例で書いてございますけれども、ガスの開栓時（供給開始時）の調査・周知とか、その法定対象以外の消費機器の調査などを行っているところでございます。

3ページ目をご覧くださいと思います。ガス事業における保安の確保・事業者間連携で、災害時における的確な初動対応、また早期の復旧のために、ガス導管事業者と新規参入者を含むガス小売業者が、それぞれの業務の役割の垣根を越えて協働する体制の構築が重要ということで、今回、全てのガス事業者に対して連携・協力の義務を法定しているところでございます。今後その連携・協力に係るガイドラインを整備していく。これを整備した上で、託送供給約款等で担保していくこととしております。

下のところで左側と右側に、今後の検討というところでございますが、そのイメージを書いているところでございます。

5ページ目以降は、それに関連する条文をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

戻っていただいて、資料2の2. をご覧くださいと思います。主要検討事項を4つ

挙げております。(1) のガス事業者間の連携・協力の在り方でございます。通常時だけでなく大規模災害発生時も含めた、ガス小売事業者・ガス導管事業者との連携・協力の在り方について、両事業者の役割分担を明確化し、消費機器情報の共有や災害時に備えた訓練など、求められる連携・協力の具体的内容を検討する。さらに、両事業者の役割や連携・協力の内容を示すガイドラインを作成するとともに、託送供給約款や保安業務規程など連携・協力の実施を担保するために必要な措置について検討を行うとしております。

続いて、2 ページ目の (2) をご覧いただければと思います。消費機器調査・危険発生防止周知の在り方でございます。ガス小売事業者が行う調査・周知の適切な実施を確保するため、社内責任体制や調査従事者への保安教育など、ガス小売事業者に求められる実施体制について具体的な検討を行う。さらに、ガス小売事業者の作成する保安業務規程の記載事項についても検討を行う。

また、需要家が契約先を変更した場合には、新たに契約するガス小売事業者が消費機器調査等を行うことになるため、前回の結果に関する事業者間の情報引き継ぎの在り方について、その情報活用を含めて、具体的な検討を行うとしております。

(3) の「自主保安」につきましては、今後も自由化後においても、ガス事業者が継続して取り組み、レベルアップを図っていくことが重要ということで、例えばベストプラクティス事例の横展開など、必要な措置について検討する。また、ガス事業者による需要家保安の取り組みについて、需要家の理解を深めるようにするため、実態調査等による自主保安活動の「見える化」や表彰といった仕組みについても検討を行う。また、保安確保のために、ガス事業者によって確実に実施することが特に求められる取り組みについては、義務化することも視野に検討を進めるとしております。

最後、(4) のその他の検討項目ということで、事業類型の変更に伴う「ガス安全高度化計画」の必要な見直しとか、先ほど申し上げました内管所有者の責務規定について勧告対象となる「公共の安全確保上特に重要なガス工作物」の明確化など、全面自由化後において保安の確保を図るために必要な事項について、検討を行うとしております。

3. の検討の進め方でございますけれども、ガス安全小委員会の下に、「ガスシステム改革保安対策WG (仮称)」というワーキングを設置し、専門家の協力を得ながら検討を行うこととしてはどうか。また、必要に応じてメンバー外からの意見を聴取してはどうかということでございます。

メンバーにつきましては、次のページに別紙で委員構成を示してございます。座長には

倉渕委員、また、委員として赤穂委員、三浦委員、安田委員、吉川委員、専門委員として一般社団法人全国LPガス協会・内倉保安部長、一般社団法人日本ガス協会・金子部長、一般社団法人日本コミュニティーガス協会・杉森部長、電気事業連合会・早田部長ということで4名、計9名を挙げさせていただいております。

4.としてスケジュールでございますが、本年7月以降にWGを設置して検討を開始し、年内に中間的整理を行うとともに、来年春を目途に取りまとめを行うこととしてはどうかとさせていただいているところでございます。以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。昨年度ご議論いただきまして、大きな方向性は決まったわけですが、これから法令化に伴いまして、具体的な課題、制度設計を詰めていただく必要がございます。そういう意味で本日

4つの論点を提案いただき、またその検討の進め方に関してご提案を賜っております。これからこの件に関しまして、特に議論すべき内容とか、進め方に関してご意見賜りたいと思います。いつものように、ご発言いただくときはネームプレートを立てていただければと思います。辻委員、どうぞ。

○辻委員　　全国ガスの辻でございます。ガスシステム改革後の保安規制の詳細検討に当たり、今後の進め方という観点で大きく2点、意見を述べさせていただきます。

1点目は、現場実態を踏まえた詳細設計と準備期間の確保のお願いでございます。ガス事業法改正を受け、働く者の不安は個別具体的なものになってきており、これからの検討が大切であると認識しております。主要検討事項として挙げられている内容は、いずれも重要であり、それ以外にも詰めるべき課題があると思います。個々の業務に直接的に影響することから、今回設置されるワーキンググループにおいても、現場最前線で働く者の声を十分考慮していただくようお願いいたします。

また、詳細制度が整理された後には、中小も含め各事業者の仕組みに練り込んでいく実務上の作業が必要となります。あわせて、新たな保安業務の役割区分や関係事業者間の連携策などについて、現場の隅々に理解、浸透させるためには相応の期間が必要であります。まずは目前に控えている小売全面自由化後においても、お客様の安心・安全をしっかりと守り、ご迷惑をおかけしないために十分な準備期間を確保いただくようお願いいたします。

大きな2点目は、丁寧な検証を行っていただきたいということでもあります。今回の改正法には検証規定が盛り込まれております。システム改革を進めるに当たり、働く者として最も懸念している保安・災害時対応への影響も含め、実効性ある検証を行うことが重要で

あると認識しております。システム改革の最終的な目的は、お客様、社会の総合的な利益増大にあり、改革の十分な検証なくして成功はないと捉えております。新たな保安規制に基づくさまざまな制度や仕組みが本当に機能するのかどうか、お客様の目線で見ただけの場合に課題はないのかといった視点から、スケジュールありきではなく、丁寧な検証を行っていただくようお願いいたします。以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。進め方に際して重要なポイントのご指摘をいただいております。ワーキンググループでも十分配慮していただければと思います。

それでは、富田委員。

○富田委員　　ありがとうございます。ガス協会の富田です。

以前この小委員会の中で、「神は細部に宿る」という言葉は、保安にも当てはまるのではないかと申し上げたことがございました。法律は成立いたしましたけれども、新しい制度のもとで保安レベルを維持・向上するには、詳細な制度設計が非常に重要だと認識しております。是非とも現場実態に即した、丁寧な議論をお願いしたいと思います。また、今、辻委員からのご発言にもありましたけれども、ルールが具体的に決まればそれで終わりということではなく、そのルールが実行されるには現場第一線の実務、すなわち人の行動に落とし込む必要がございます。それにはそれなりの時間がかかることについてもご留意いただきたいと思います。以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。非常に重要なご指摘を賜っております。これからのワーキングの役割は大変だなという気持ちもしてまいりましたが、非常に重要なポイントで今後ご配慮をお願いします。織委員、どうぞ。

○織委員　　細部にわたる本当に細かい実行について決めなければならないので、これから本当に大変だと思いますので、ワーキングの皆さん方に本当に頑張ってくださいと思います。企業間の合併でも、実際カルチャーが違うためにいろいろな齟齬が出てきて、何か大枠を決めて実際にその中で違う業態の方たちが一緒に動くというのは、多分決めれば動くというわけではなくて、先ほどどなたかもおっしゃったように、やっているうちにいろいろ出てくるかと思うのです。ですから、きっちり決めることも重要なのですが、ある部分少し緩やかに、チェックしながらまた直していくという柔軟性を少しどこかでもたせていただかないと、逆にカルチャーが違うところがきっちりきっちり決め過ぎているとうまくいかないこともあるかと思えます。

多分皆さん今すごく不安だから、かっちり決めていきたいということもあるかと思いま

すが、やはり状況に応じていろいろなことが変わってくるということも少し考慮に入れながら、ちょっと幅といいますか、そういったものも少し。ただ、常に基本原則に戻るのではなくて、何のためにこれを一緒にさせたのか、何の保安をやっていくのか、その基本原則に戻りながら解釈の裁量の幅というものを少し認めていただくような形で進めていただければなという希望をもっております。よろしく願いいたします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。三浦委員どうぞ。

○三浦委員 ありがとうございます。三浦です。ワーキングでプレッシャーもあるので。また私の立場ですと非常に枝葉の話で恐縮なのですが、今まさしく織委員がおっしゃったとおり、まだわからない部分があるので、柔軟性をもちながら、みんなでその場できちんと検討して進めていくことが重要だと思っています。私的な話で恐縮ですが、たまたま今回自宅がガス設備定期点検、保安点検の年に当たりまして、それで先週、点検していただいたのです。そこで素晴らしいなと思ったのは、こうして仕事していると平日はまず無理なわけです。点検のお知らせカードが入ってきていて、きっとああいうのは無視する人もいるのだろうなと思いつつもお電話をすると、日曜日は出来ないけど土曜日はやっていますからどうでしょうかという形で、2週間延ばしてもらい、土曜日の夕方と言ったら、本当に土曜日の6時過ぎですけれども来ていただいて、いろいろなところを点検していただいて、ご注意やいろいろ教えていただいて、ああやっぱり人なのだなど。マンツーマンできちんと点検していただいて思いました。そして、全く初めて聞く方とか、何度聞いても例えばマイコンメーターの戻しが分からないとか、いろいろな方がいらっしゃると思いますが、やはり人の説明というのはすごく大事ですし、実際にいらしていただくことで、そのご家庭のこともガス会社の方もわかると思うのです。だから、いかなる事業者さんに消費者が変更したとしても、是非この対面の定期点検だけは手を抜かずにしっかりやっていただけたらいいなと本当に一消費者として実感しました。ガスライフ快適読本もいただいたので、しっかり読まなければと思いました。そういう気持ちを非常に強く持ったので、どんな事業者さんが入られても、安全確保に関してはしっかりやっていただくことが消費者の安心につながるというのを実感しましたので、よろしく願いしたいと思います。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。具体的な事例のお話を賜りました。保安とは何かということ、本質な問題に絡んでいるのだろうと思います。

要は時間がきてタイムリミットがあるということと、新しい制度が施行されて、組織の



違う者が一つになってとか、1つの組織を2つに分けてとか、という点の難しさに関してご指摘を賜りました。そういう点も踏まえて、かつ柔軟に対応すべきということでしょうか。このような相反する要求が出ておりますが、この辺も踏まえましてワーキングでご検討頂きたい、倉渕先生どうぞよろしくお願い申し上げます。今もご指摘ありましたように、中間報告も小委員会にさせていただけるということですので、またまとめのいろいろな段階で皆様方からもご意見を賜り、よりよい制度になるように進めていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、1番目の議題は以上で終わらせていただきます。

それでは、議題の2ですが、「規制の整合化等に向けた検討について」ということで、事務局よりお話をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、資料3をご覧くださいと思います。規制の整合化等に向けた検討についてというタイトルでございます。

1. の既存規制の見直し（規制・制度間の整合化等）についてでございます。このガス事業法、液石法などについて、類似しているものもございますし、実態面としてさまざまな相違点も存在してございます。一方、適用法令に関係なく同一仕様の機器が、そのまま使用されている例もございます。そのため、保安規制のうち、技術的に同じ評価が可能なものについては、可能な限り整合化を図ることが重要ということで、点線に書いてある①から③のステップで、その整合化に取り組むこととするということで記載しております。

①が保安規制の比較検討調査ということで、これまでの各法令に関する課題を取りまとめる。②は詳細調査ということで、ガス事業者等を対象に、ヒアリングを行うなど詳細な検討を行う。③はその整合化に向けた取りまとめということで、①、②を踏まえ、整合化等に向けた方向性、取りまとめを行うという3つのステップを指していることを記載しております。

2. で、1つ目のステップとして、保安規制の比較でございます。

2ページ目をご覧くださいと思います。2ページ目の周知・調査等の頻度のところでございます。ガス事業法における周知頻度については「3年」、また、消費機器調査については原則「40カ月以上」の頻度で行うこととなっている。他方、LPの周知については「2年」、また、設備の点検・調査については原則「4年に1回以上」という頻度にされているということで、ここについての差異が存在しているというところでございます。

この見直し案のところでございますが、消費機器・内管漏えい検査等で「4年に1回以

上」、また「40 カ月に1回以上」とされている頻度について、液石法の「4年に1回以上」であっても、保安上の支障は特段生じないと考えられるため、ガス事業法においても、頻度を「4年に1回以上」に整合化してはどうかとしております。

また、液石法では、その調査・検査を行う4年の半期、また2年ごとに調査を実施することで、保安確保に万全を期すこととしております。ガス事業法においても、この「4年に1回以上」に整合化する場合には、周知頻度についても「2年に1回以上」に整合化してはどうかとしております。なお、液石法では、今の周知・調査について、4年内に確実に終了するというので、これを行うことにより前倒しで調査を行っている実態がございます。

一方、ガス事業法においては、「40 カ月に1回」ということで、実質3年で前倒しせずに行うことが可能ということで、この整合化の際には、例えば起点となる日付で、その前3カ月とか、その後ろ1カ月を超えない時期に行っても、その起点した日に行ったものとして差し支えないような運用を行うなど、この日程が前倒しとならないような措置をしたらどうかさせていただいているところでございます。

(2)のその他の調査ということで、これは今回調査・周知の話を見せてもらいましたが、保安距離に関する規制など、その他の事項についても課題抽出を行い、また整合化の検討を進めていく予定でございます。

3.の今後のスケジュールということで、今後、事業者に対するアンケート、ヒアリング等を行って、年度内を目途に取りまとめをさせてもらえればと思っているところでございます。

続いて、参考資料をご覧いただければと思います。6月19日に既存規制の見直しという資料を添付させていただきました。このステップについては同じ形になっているところでございますけれども、めくって3ページ目に相違点がございます。液石法の小委員会については、左側の液石法の調査については、不在時の対応として、調査ができるまで実施し不在時対応の規定がない。片や液石法については、3回以上不在の場合は、調査拒否として取り扱うような運用をしているところでございます。また、ガス事業法では不在者を行政に報告する一方で、液石法はそのような方式になっていないということで、液化石油ガス小委員会では、ガス事業法に合わせて、3回以上不在の場合には調査拒否として取り扱う、また、不在者数を行政に報告するというところをご審議いただいているところでございます。

②は、先ほど申し上げたところを記載した表になっておりまして、ガス事業法では、周知のところ、毎年というところとか1年にというところは、不完全燃焼防止がついていないようなもの、これは特に変えるつもりはないのですが、この左側に書いている3年、2年ということ、液石法の2年の方に合わせたらどうかということ。調査の下の方については、ガス事業法で消費機器40カ月というところがありますが、その左側の4年に1回以上ということで、内管の話も含めて40カ月を4年にということに記載しているところがございます。

すみません、資料3のところでございますけれども、何か途中で切れたような形になっております。実は3ページ目が本当は、資料3の参考資料の2ページ目の3.の「ヒアリングを開始する。さらに、」という文言が、同じ趣旨が本当はあるのですけれども、それがなくなっております。そこに関しては、参考資料の2ページ目の3.の2行目の「さらに、必要に応じて、」というところから切れていて、「取りまとめを行う。」、ここと同じ趣旨のものが本当は記載される予定だったのですが、途中で切れておりまして、この場を借りてお詫び申し上げます。基本的にはその取りまとめを行うという趣旨に関しては、同じような趣旨があるということでございます。以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

これまでも議論になっていきます規制の整合化についてご説明いただきましたが、今ご説明のありました方向性に関してご意見がございましたら、お願いします。梅村先生。

○梅村委員　　室長に説明していただいたのですけれども、確認です。ガス事業法の3年度に1回以上、それから40カ月に1回以上というのがわかりやすいです。例えば年度があつて3年度、余裕をもって40カ月と、多分なっているかと思うのです。一方、液化石油ガスのほうは4年に1回以上となっています。これは年度をあらわしているのか、あるいは実施してから4年間をあらわしているのか、そこがよくわかりません。それは一応確認をお願いします。

○大本ガス安全室長　　液石法については、年度ではなくて、実施を行ってから2年以内ということになっておりますので、ここについては液石法の考え方に合わせて、今の4年、2年にしたらどうかというご提案をしているところでございます。ただし、単に年を合わせるだけではなくて、今なお書きで申し上げました、不在時に何回も行かなければいけないケースもございますので、幅をもたした形で、例えば基準日に前3カ月、後1か月。ここは例えばにさせてもらっていますが、ある4か月の幅をもたしてその間に行けば、そ

の基準の日に行ったことにしてはどうか。それを今回都市ガスとLPガスとあわせて規定を設けたらどうかということで提案させていただいているところでございます。

○豊田委員長 基本的には年度というのをやめるということですね。

○大本ガス安全室長 はい。

○豊田委員長 その期間が適切かどうかは今後詳しく検討いただくわけですが、年度というのは非常に曖昧ですよ、4月で、次は3月にやってもいいわけですから、年度でいきますと丸1年猶予があるような形になりますね。大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 その規制の方向性のことではないので申し訳ないのですが、調査における不在時対応のところなのですが、ガス事業法で、3回以上不在の場合は調査拒否という取り扱い、今までそういうふうになっていたのだらうと思うのですが、この調査拒否のところでは実際の事故があったのかとか、そういうようなデータはとっていらっしやるのでしょうか。

○豊田委員長 富田委員、その件も含めましてご発言いただけたらと思います。

○富田委員 すみません、今のご質問が聞き取りにくかったのですが、

○豊田委員長 調査拒否というところで、事故などが起こった事例はあるのかということですね。

○富田委員 直接的にそういうふうなリンクは聞いていません。今後調べて新たなデータなり知見がありましたら、ご報告差し上げたいと思います。

○豊田委員長 それでは調査いただくということで。どうぞ。

○富田委員 都市ガス事業の歴史を考えると、明治の初めだと思えますけれども、横浜でガス灯向けの燃料供給というのが最初だったかと思えます。それが約140年前ということ。私が会社へ入ったときも、会社では都市ガスとして石炭から乾留したガスを送っていることをやっていました。すなわちCO、一酸化炭素ですね、そういう成分をもったガスをお送りしていたということでございます。日本全体の都市ガスからこのCOが全くなかったのは、わずか5年前でございます。一方、LPガスの方はCOをもともと含んでいないわけですが、都市ガスとで保安規制が異なっていたということは、こういった歴史的な背景があるのかなと思えます。

ただ、現在の都市ガスにはCOを含んでおりませんし、LPガスとの違いは、単位体積当たりの発熱量と、空気より重いか軽いかという違いではないかと思えます。同じ可燃性ガスでございますので、その供給・利用に係る保安規制を整合化すべきとの考え方はよく

理解できるところでございます。ただ、整合化の検討に当たっては実務と、それからお客様の利便性に配慮してご検討いただければと思います。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。ほかにご意見はございますでしょうか。

特にないようですので、整合化に関して資料3に基づいたような形で進めさせていただくということで、さらに詳細のご検討いただいて、次回には成案を出していただくという方向で進めさせていただきたいと思います。それではよろしく願いいたします。

それでは次の議題でございます、既に南海トラフと首都直下地震を踏まえたガス設備の耐性評価と復旧迅速化対策等に関しまして、既に中間報告が出ているところでございますが、このフォローアップ状況に関して事務局からご説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　　資料4-1をご覧くださいと思います。1.の検討の経緯でございますが、昨年、ガス安全小委員会で、南海トラフ巨大地震、首都直下地震を踏まえたガス設備の耐性評価と復旧迅速化対策について、ガス業界が行った評価について検討を行い、これまで行ってきた取り組みに対する評価と今後講ずるべき対応について、昨年7月14日に開催した第6回の小委員会において、中間報告として取りまとめているところがございます。

これにつきましては中間報告書の中で、3社について基本的に耐性評価について妥当性があることを確認しましたが、東京ガスの1製造所で震度7に該当するところがあるということで、引き続き、詳細な検討を行うこととしてございます。また、復旧対策について、これも基本的に妥当性があることを確認しておりましたが、引き続き具体的な検討を行うということで課題を大きく9つ挙げておるところでございます。

今回のフォローアップにつきましては、9つの課題の取り組み状況について取りまとめたところがございます。その検討結果につきまして、資料4-2に基づいて富田委員からご説明をお願いできればと思います。

○富田委員　　ありがとうございます。それでは、私のほうから資料4-2を使ってご説明したいと思います。今、大本室長から経緯についてもお話がありましたけれども、少し詳しくどういうことだったかということ振り返ることから始めたいと思います。

南海トラフ巨大地震と首都直下の地震について、平成25年に中央防災会議から被害想定が発表されました。それを受けて平成26年2月26日、第3回のガス安全小委員会において、「既設のガス工作物」の健全性について確認する。当該ガス工作物の復旧期間及び復旧迅速化対策について検討を行うということで、結果をこの小委員会に提出して評価・判断

するという、いわばガス業界に対する宿題が出されたというのが26年2月でございました。

これを受けて、6月9日の第4回安全小委員会において、大手3社の「LNGタンク・LNG気化器・高圧ガス導管・球形ガスホルダー」の耐性があるかどうかについて検討を行った結果をご報告差し上げているということでございます。

次のページをご覧くださいと思います。この評価対象設備の4つの設備ですけれども、どういったものかをポンチ絵で書かせていただいております。

報告しました内容につきましては、これまでの地震・防災対策の取り組みについて、それから南海トラフ・首都直下地震の耐性評価ということで、製造設備と供給設備に分けてご報告を申し上げております。それから、3番目として復旧期間及び復旧迅速化対策についてということでございました。この報告させていただいた内容を踏まえて、昨年7月、第6回の安全小委員会において中間報告が取りまとめられております。

全体としての評価でございますけれども、「地震動及び津波に対する事業者による評価基準及び評価結果は、基本的に妥当性があることを確認した。」という評価をいただいております。ただ、幾つか宿題が残っております。地震動に関する宿題は、そこに2つ書いてありますが、後ほども出てきますので省略させていただきます。

6月の時点で報告させていただいた一部ですが、スライドの5と6、これは製造設備についての報告でございます。中身については省略させていただきます。

次にスライドの7をご覧くださいと思います。先ほど室長のほうからもお話がありましたように、中間報告においてまだ課題がありますね、というふうに指摘されました9つの課題でございます。それぞれ一つずつ、どういう対応をとってきているかということについて順番にご報告を差し上げたいと思います。スライドの9をご覧くださいと思います。

①番目の課題です。製造設備の重要度に応じた現行の耐震基準への適合状況の確認ということですが、中間報告のときには、大手3社について報告させていただいたわけですが、それ以外の事業者を含めて、製造設備の重要度に応じて現行の耐震基準に合致しているかどうかについて確認するという宿題でございました。

取り組みの状況でございますけれども、高圧ガス保安法に基づいて出された通達にのっとり、全事業者に対して調査をいたしました。現行の耐震基準に合致している、適合しているということを確認しております。具体的な対象設備としては、「特定事業所かつ重要度I aの設備」であって、それは具体的にどのようなものかというのは、下に参考として「特

定事業所」の定義、それから「重要度 I a」の定義、これを小さい字で恐縮ですが書かせていただいておりますが、それらが現行の耐震基準に合っているかどうかをチェックした結果、中小を含む3事業者の計12基のLNG貯槽、それからLPG貯槽が該当しておりまして、これが現行の基準にも適応していることを確認しているということです。

次にスライドの10番、課題の②でございます。液化化の基準制定前の設備について、液化化に留意した対策ということでございます。ガス業界では、製造設備及び供給設備に関して、液化化に関する基準を2001年に出しております。この基準にのっとり今では設計及び施工について対策をとっているわけですが、基準以前に設置された設備を含めて今後も液化化に留意した対策を実施していく必要があるのではないかという課題でございました。

取り組み状況でございますが、以下に述べますように、液化化に留意した設計及び施工が基準前に設置されたものについても確認しているということです。まずLNGのタンクでございますが、大手3社については全基74基について確認いたしました。それから3社以外でございますが、タンクの種類が全部で6つありますが、その6つそれぞれについて、古いものについて代表基としてチェックした。それらについても確認がとれているということでございます。

それからLNGの気化器、ORVという海水をかけてLNGを気化する機械ですが、大手3社については60基全部について確認しております。それから3社以外ですと、これに該当する機器が2基でございますので、これを2つとも確認しているということです。

それから、球形ガスホルダーでございますけれども、大手3社については81基全部について確認しております。それから3社以外ですが、想定地震動が震度7を受けるような施設19基について確認しております。

それから、高圧ガス導管ですが、大手3社については全路線について、また3社以外についても、全部について確認しているということでございます。

次にスライドの11をご覧くださいと思います。③番目の課題です。首都直下地震で震度7となる1カ所の製造所の詳細解析でございます。製造設備（LNGタンク、LNG気化器）のうち、首都直下地震の想定地震動が震度7に該当するのが、東京ガス工場におけるA工場が該当することがわかっております。これについては事業者が今後詳細な耐性評価を行うことで、その結果どういふふうに対策をとればいいのかということについて検討すべきということございました。

取り組みの状況でございますが、この詳細な解析には地震の波形データが必要でございます。波形データについては、内閣府からこの波形データを公表するということがいわれているわけですが、まだ公表がされておられません。したがって、内閣府から波形データが出次第、解析に当たることを考えているところでございます。

次にスライドの12番、課題の④でございます。震度7の供給設備の調査ということです。具体的には、想定加速度がどのくらいになるかということについてです。供給設備としては、球形ガスホルダー、高圧ガス導管ということがあるわけですが、想定地震動が7に該当する設備があるわけで、震度階7というのは非常に幅が大きいということで、今後その場所における調査、想定加速度を調べる必要があるのではないかという課題でございました。これにつきましても、首都直下地震における波形データがまだ出ていないということで出次第、検討してご報告差し上げたいと思っております。

次にスライドの13です。⑤番目の課題です。中央防災会議の想定をベースとした地方自治体独自想定への考慮ということでございます。想定される浸水に対して製造・供給設備は十分な耐性を有している、要求性能を満足していると確認したわけですが、自治体によっては中央防災会議の想定をベースに独自の被害想定を公表している場合がございます。これについても、必要に応じて考慮すべきではないかという課題でございました。これについては昨年の7月、中間報告が取りまとめられた以降、考慮すべき新たな津波想定は公表されていないということで、今後地方自治体からこういう想定が出された場合には、どう対応するかということを検討してまいりたいと思っております。

次にスライドの14、課題の⑥でございます。LNG気化器等の円滑な広域融通の検討と推進ということでございます。課題の内容は、大規模災害時における都市ガスの早期復旧において、LNG気化器等の円滑な広域融通を行い、早期に製造を再開することが有効だということです。このため、広域融通に係る検討及び推進を行うことが重要だというご指摘でございました。

写真をご覧いただきたいと思いますが、東日本大震災のときの広域融通の例でございます。LNGタンクローリー車で液をもってきますが、これはもってこることが仮にできたとしても、それを気化してガス供給を行う。そのための気化器、真ん中の上の方に四角いパイプが連なっている塔がございます。これが気化器でございます。これをどこかから調達してこないといけないということです。この広域融通という考え方について取り組みをしているということです。



取り組み状況ですけれども、昨年の12月以降、災害時にLNG気化器を業界内で広域融通し、臨時の製造設備によるガス供給を行う仕組みを構築、運用を開始してございます。具体的な対応方法としては、「LNG気化器の広域融通・臨時製造要領」というのを新たに作成しまして、地方説明会にて各事業者の説明しております。今年の2月、3月です。広域融通の仕組みを着実に整備している状況にあります。加えて、前回このガス安全小委員会において、臨時の製造設備にかかわる法令改正についてご審議をいただいております。使用前検査の免除等、こういった法令面における整備も着々と進んでいるということでございます。

次にスライドの15をご覧ください。課題の⑦事業者が取り組んだ対策事例の共有化でございます。対策事例が他社に参考になるものということで、業界内で共有するなど、自主保安の向上に役立てていくことが重要であるというご指摘でありました。

取り組みの状況でございますけれども、ガス事業者への説明会を通じた新たな知見の周知、ガス業界内の各種会合を通じて情報共有を図るといった自主保安の向上に努めております。

それから、スライドの16をご覧ください。これは「LNG受入基地設備指針」、右側に写真がありますが、ここに、津波対策に関する記載の改訂を行っております。地方説明会において各事業者の説明しております。情報の共有化の例ということでございます。

具体的にどうということかといいますと、写真をご覧くださいと思いますが、津波対策として、特に重要な電気設備に水が入ると復旧も非常に大変だし、ガス供給も滞ることになりますので、水が入らないようにという対策でございます。上の写真の左側ですが、扉は水が入らないような扉に変えるということ。それから上の右側は、開口部、例えば換気の窓みたいなものですが、場所を上の方に上げて、できるだけ津波にも耐えられるようにすること。それから下の写真の左側ですが、ケーブルが電気設備に入り込むわけですが、そのケーブルのダクトを通じて水が入り込まないように水密性を確保するということ。それから下の写真の右側ですが、機器を置く場所、機械室の中ですが、レベルを上げて、床を上げて対策を施す。こういった対策を指針の中に織り込んで、実際に実施されている写真をご説明させていただきました。

それから、先ほどの課題⑥で申し上げました「LNG気化器の広域融通・臨時製造要領」も、対策の共有化の例になるということで掲載させていただいております。

次にスライドの 17 でございます。課題の⑧復旧作業員、要員の確保、出勤が可能か、定期的に検討ということでございます。各設備の復旧に要する請負工事作業員及びスタッフ要員の確保について、実際の災害時を想定した場合の要員確保、それと復旧に係る出勤が可能か否か等について、定期的に検討を行う必要があるというご指摘でございました。

これについても、請負工事作業員及びスタッフ要員の確保について、各事業者の防災訓練などを通じて、適宜確認をしております。大体年に 1 回というところが多いかと思いません。

下に掲載させていただいた写真は、事業者における防災訓練の様子で、写真は対策本部会議の状況でございます。写真はございませんけれども、現場での対応、あるいは現場と本部の間の連絡体制について確認しているということでございます。

次にスライドの 18、課題の⑨でございます。災害時に優先的に復旧すべき社会的重要度の高い施設を定期的に確認すること。実情に考慮した上、各事業者にてあらかじめ検討しておくこと、こういった内容でございます。

取り組みの状況でございますが、災害時に優先的に復旧すべき社会的重要度の高い施設については、例えば病院であるとか役所、それから避難所などが該当するかと思います。各事業者で防災訓練などの機会を通じて定期的に確認するなど、復旧迅速化の対策についてあらかじめ検討しております。

写真は、復旧訓練の例でございます。供給を停止したエリアにおいて、その復旧をどういうふうにやっていくか。図面などの情報を用いて、開けていくバルブの順番等、復旧の手順を確認するというを机上訓練でやっている様子でございます。

最後のスライド 19 をご覧いただきたいと思っております。以上、対応をいろいろとってまいりましたが、まだ宿題が残っていると思っております。先ほどご説明差し上げましたように課題の③と④について、首都直下地震の地震動、波形ですね、これがまだ公表されておられません。公表され次第、③と④について分析・解析をするということを考えております。以上でございます。

○大本ガス安全室長　それでは、また資料 4-1 をご覧いただければと思います。今し方富田委員からご説明がありました内容ですが、2. のフォローアップ状況ということで、(1) 耐性評価のハード面が 1 ページ目から 2 ページ目にかけて、それから (2) が耐性評価のソフト面、(3) が復旧対策を整理した内容でございます。3. の今後の予定につきましては、先ほど課題③番目と④番目があるということで、内閣府からの波形データが公表

され次第、検討を行うということにしております。これについては、まだ内閣府のデータの公表時期は分からないところでございますが、得られ次第検討して、また当小委員会にてご報告するとともに、その際に例えば自治体の新たなデータの有無も含めて、さらなるフォローアップの報告事項があれば報告させていただければと思っております。以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。中間報告書においてご指摘のありました9つの課題に関して、取り組み状況と今後残っている課題に関してご指摘いただきました。今のご報告に対しまして何かご意見ございますでしょうか。青木委員どうぞ。

○青木委員 スライドP18に関してですが、社会的重要度の高い施設を訓練などで定期的に確認して、復旧迅速化の対策を検討しているとありますが、東日本大震災で確認されました災害に強く、災害復旧が、都市ガスが敷設された導管の復旧よりも早いLPガスを、病院とか避難所になる公共施設にバルク供給などで常時供給する方策を、日本ガス協会としても考えてはいかがでしょうか。というのは、大手ガス会社さんにはLPガスの子会社さんもあることですから、それを考えてやられたら、さらに大災害、特に首都圏で起きた場合の復旧に、この導管が復旧される間にでも、LPガスで煮炊きをしてもらうということを考えてはいかがでしょうか、ということをお申し述べたいと思います。以上です。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。富田委員、何かご意見ありますか。

○富田委員 ご意見、ありがとうございます。この小委員会、前回だったと思いますがけれども、臨時供給設備についての議論もございまして、LPガスエアで希釈して都市ガスと同じカロリーにして供給するという設備についても、事業者で持っているところもございます。そういったものを活用しながら対応も考えているということでございます。ご理解いただければと思います。

○豊田委員長 要請するかどうかという話に関しては、今後ご検討いただければと思います。早田委員。

○早田委員 説明ありがとうございました。1点だけ確認させていただきたいのですが、10ページ目でございます。先ほど液化化に対する対策ということで、富田委員の説明の中で、球形ガスホルダーの代表19基については、震度7のところを中止したというご説明と認識しております。液化化現象というのは、当然震度階が高いところほど起きやすいというのは理解できるのですが、地盤によっては震度6のところでも発生する可能性

があるのではないかと考えております。そこら辺の確認がどうなっているかだけ、教えていただければと思います。以上でございます。

○豊田委員長 富田委員。

○富田委員 ご指摘、ありがとうございます。今回報告差し上げたところでは、震度7のところについて検討した、調査したということでございます。液状化がもっとしやすい場所もひょっとしてあるかもしれないということについては、そういうこともあろうかと思っておりますので、今後の宿題とさせていただければと思います。

○豊田委員長 ちなみに電気設備のほうでは、どういう対応をされておりますか。

○早田委員 私どもも同じような宿題をいただいております、震度6以下のところでも液状化のマップが公表されておりますので、そういう可能性が高いところについては、一応チェックさせていただいているような状況でございます。

○豊田委員長 それでは、水流委員。

○水流委員 18ページの課題の⑨ですけれども、優先的に復旧すべき社会的重要度の高い施設と各事業者であらかじめ検討されたものは、その優先順位の高い施設に連絡が行くのでしょうか。例えば病院等は特に連絡したほうがいいと思うのです。うちの施設はそういう対象になっているかどうかによっては、患者さんの食事であるとか、さまざまなものを備蓄しておくという備蓄計画がより正確になると思われまして。昨年、ある病院で防災マネジメントについて再計画してみて、3日間で復旧すると仮定したときと、5日間で復旧すると仮定したときで、莫大な量の違いが出てくるのが食事でした。また、病院のエネルギーはせいぜい24時間ぐらいしかもたないため、特に緊急性の高い医療をやっている病院では、何を優先して残し何を優先して落とすかという実行可能で戦略的な計画と準備をしておかないと危険ですので、その計画立案に必要とされるエネルギー管理情報を事前に提供していただけると有用と思われまして。

ボンベにつきましても、全面的に都市ガスに頼っている事業者の場合には、ボンベの管理が比較的下手なところが多いと思われまして。災害時に配給することになるガスボンベ等について、それらの管理と使い方のマニュアル等を事前に提供しておくことも考えておかないといけないと感じますが、いかがでしょうか。

○豊田委員長 富田委員、お願いします。

○富田委員 ご指摘、ありがとうございます。各事業者全てを承知しているわけではございませんけれども、あなたのところは優先度が高いですよということを伝えてあるとこ

るもあるでしょうし、それまでは伝えていないところもあろうかと思えます。

それから、3日で復旧するのか5日で復旧するのかということについては、被害をどのくらい考えるかということについて必ずしも想定できないことなので、優先的には考えますけれども、何日で復旧しますというところまでは言い切れないのが、恐らく実態ではないかと思えます。それから、臨時供給設備のボンベ管理については、お客様にそれをお任せするというのではなくて、事業者のほうで対応するというのが基本的な考え方です。

○水流委員 優先される対象となっているかどうかを踏まえながら各患者さんへのエネルギー供給のやり方を各病院で考えておかなければならないと思えますので、少なくとも災害拠点になっている病院に対してだけは、連絡しておくことは必要かと思われます。

○富田委員 ありがとうございます。課題の⑨で申し上げているところは、あくまでも都市ガスの復旧という話でございますので、それ以前にエネルギー供給をしておかなければいけないという対応については、また別途対応しているということでご理解いただければと思います。

○豊田委員長 今の復旧に関しては、全面的に機能が復旧するのと、ガスそのものの供給がその機能復旧に支障にならないかどうかということで。ただ、委員のご指摘があったように、ある程度いろいろな意味のシミュレーションをしておくことは非常に重要でもあり、また今後そういう形のご検討もお願い申し上げたいと思えます。実際にケーススタディーをやってみないとなかなかわからない問題も多いかと思えます。

○水流委員 実際にある病院でシナリオ検討をやってみたときに、非常に難しいなと思えました。幾つかのシナリオを作っておいて、病院のほうも備えなければいけないという形になると思えます。災害時にエネルギーとして使えるのが電気かガスかという観点からも対応シナリオを考えておかないとなりません。経費的にかなり安くなるということもあって、エネルギーの方は結構ガスに依存している部分も大きいことがわかりました。災害時にいろいろな課題が発生したときにどうするかというシナリオについて考える場合、病院ではガスが非常に重要なエネルギーになっていると思われます。

○豊田委員長 非常に重要なご指摘をいただきました。このJGA、ガス事業者だけがこういう検討をしているのではなくて、重要な施設の相手にもこういうことができますよという情報を伝えて、向こう側も検討し、うまく機能復旧が早まるようにということ、そういう形での調査票というようなものも重要ですよというご指摘だと思います。今後よろし

くご検討お願い申し上げたいと思います。それ以外どうでしょうか。立原委員。

○立原委員 先ほどの指摘等に対して、私ども一つ提案できることがございます。災害に関しては、エネルギー全体を含めてリスク管理、分散化しておくことが一番大切なことであって、そういう点では先ほど青木委員からもお話がありましたように、私どもは病院とかに関しても、エネルギーの分散化という中で、LPガスの設置をご提案申し上げさせていただいております。私どもLPガスに関しては、全国に344カ所中核となる充填所を設置しまして、そこに災害があった場合にはヒト、モノを始め、国家備蓄も含めてLPガスに関する情報を最優先にまとめながら、地域の中で防災に関する最優先施設を指定しておりますので、そこに最優先にお届けする。そういうことを踏まえて、都市ガスエリアの中で私どもLPガスの取り組みも一緒にあわせて併設していただければ、早い復旧の手助けになるかなと思っております。そういう中で私どものLPガスもあわせてお考えいただければ、リスク管理の一助になるかと思っております。以上、よろしく願いいたします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。いろいろなエネルギー源があるわけですから、そういう意味合いでは非常に連携が重要な問題かと思えます。それ以外よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。それでは中間報告に対する対応、まだ課題も残っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に4番目ですが、「ガス業界におけるサイバーセキュリティ対策」ということで、事務局からご説明をお願いします。

○大本ガス安全室長 資料5をご覧くださいと思います。ガス業界におけるサイバーセキュリティ対策でございます。

1. で現状ということでございます。(1) ガイドライン策定等ということで、2005年情報セキュリティ政策会議決定ということで、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」が定められておりますが、その中でガス業界では主要10社を構成員とする情報収集・分析の枠組みを整備しております。また、日本ガス協会では、「セキュリティ対策ガイドライン」を平成18年に策定して、①から④の趣旨の内容で策定しております。

(2) の訓練の実施等ということで、内閣サイバーセキュリティセンター、これは※2のところでございますが、内閣官房で設置しております。そこが主催の分野横断的演習ということで毎年12月に行ったり、毎年10月にガス分野での訓練を実施しております。その得られた知見については共有しているところでございます。また②ですが、ガス協会が定めたガイドラインに基づいて、10社で社内規程を定めてセキュリティ対策を講じている。

また、その他の事業者についても、それぞれの状況に応じたセキュリティ対策を講じているということでございます。

2ページ目でございますが、そのような取り組みを現在ガス業界が行っているところでございますが、今後も情報セキュリティ対策の維持・向上を図るために、演習訓練など、またガイドラインの見直しを引き続き行っていく予定でございます。以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。ガスだけに限らないのですが、今回ガス協会におけるサイバーセキュリティ対策ということに関して、現状と今後の予定ということでご報告いただきました。何かこれに関してご意見いただくことはございますでしょうか。これも日々対策を講じなければならない重大な問題であるわけですが、この方向で進めさせていただきたいと思いますが、JGA関係で富田委員、何かございますか。

○富田委員 ありがとうございます。エネルギー供給の一翼を担うガス業界でございますので、重要インフラだということについては非常に認識しております。サイバーセキュリティについても非常に大事だということでございます。具体的にどういうことをやっているかということについては、今事務局の方からご説明いただいたとおりですが、昨今のニュースを見ても、攻撃する側は日々進化しているということだろうと思います。したがって、これだけやっているから大丈夫ということではなくて、不断の改善が不可欠と思っております。これからもサイバーセキュリティ活動における防止策、それから情報共有と検知、そして確認という、いわばPDCAサイクルを確実に実施していくということを申し上げたいと思います。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。これは国としても、また業界としてもということになろうかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは4番目の議題は終わらせていただきます。

それでは、本日予定しておりますその他ですが、参考資料1に関して、横島ガス市場整備課長のほうからご説明いただくことにいたします。

○横島ガス市場整備課長 ガス市場整備課です。参考資料1をご覧ください。

冒頭、三木審議官から紹介がありましたとおり、ガス事業法の改正を含む、電気事業法等の一部を改正する等の法律が今月17日に国会で原案どおり成立しました。今月の24日に公布されたところです。法律の内容については前回もご説明したとおりですが、本日はこの参考資料を3枚めくっていただいて、右上に「13」と書いてある13枚目のスライドを紹介したいと思います。

全面自由化などの改正は、公布の日すなわち今月の24日から2年6月以内の政令で定める日から施行されることとなります。したがって、2017年中には施行されることとなります。また、法的分離については2022年4月1日に施行されると法律に規定されています。また、法律の附則に検証規定と責務規定というのがあります。下にオレンジで囲ったところですが、附則の第75条1項において、施行後の状況について検証するということが書いてあります。それから、我々は検証するまでもなくという趣旨で受けとめておりますが、同条の第2項において、LNGの調達と並んでガス工作物の保安の確保に支障が生じないように、政府は必要な施策を推進するものとする規定されています。この規定の趣旨に沿ってこれから準備をしていきます。

保安については、こちらで審議が行われるという紹介があったところですが、保安以外にも、例えば料金の経過措置の対象事業者をどのように指定するか、あるいは導管を借りる場合の託送約款や、基地を第三者が利用する場合の約款の内容について、どのような内容にするか。託送約款については、保安の業務をどの事業者が小売しているかにかかわらず、導管事業者が行う部分があります。それに関連する費用は託送料金として導管事業が回収しなければなりません。そうした算定方法についても定めていく必要があります。これらについては、ガスシステム改革小委員会で今後検討する予定です。以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。先日の法律の改正、概要に関して、特にガス事業に関してのご説明をいただきました。このように施行日がほぼ限度が決まっておりますので、その結果として本日最初の話題ということになっております。どうもありがとうございました。

それでは、全体を通じて本日の議論の中で何かご意見賜ることはございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日、議題の1にありますように、施行に向けてより具体的な保安のあり方ということでご検討賜ることになっております。今年度末を目処として検討を進めるということですが、先ほどからも指摘があるように、施行に当たっての検討する期間が必要だということもありまして、非常に相矛盾する条件の中ですが、倉渕先生にはまとめについてご尽力を賜ることとなります。ワーキングの委員の方々にもご検討いただきまして、事務局とともに成案をつくっていただき、本委員会にご報告をいただいて、議論していただきたく、よろしく願いいたします。それでは審議官、何かございますか。

○三木審議官　　今豊田委員長にサマライズしていただいたとおりでございますけれども、



冒頭の高スシステム改革に向けた準備、詳細制度設計が大事だというのは正にご指摘のとおりでありますし、私どももそう思っております。決めなければいけないこともたくさんあります。また、関係者の方がたくさんいらっしゃいますので、あらかじめ準備をいただくことも重要でございますので、スピードアップして検討してまいりたいと思っておりますし、資源エネルギー庁ともよく連携してまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。その他事務局からございますか。

○大本ガス安全室長 先ほど資料3で3ページ目が不足していたのですけれども、委員の方にはお手元に資料を配付させていただきました。先ほど申しあげました液石小委員会の「さらに」の後の文章、基本的には同じ内容でございますけれども、お詫び申し上げます。傍聴の方につきましては、ホームページの方で反映したものをアップさせていただきますので、よろしくお願ひできればと思います。また、本日の議事要旨につきましては、事務局で作成しホームページ上で公開したいと思ひます。議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しております。事務局より確認のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。それでは、予定よりも少し早いのですが、これで委員会を終了とさせていただきます。これからワーキングの皆様にとっては、また暑い夏が始まります。よろしくご検討をお願いして、皆様方の今度とものご尽力をお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

—了—